

各位

葛飾区福祉部
介護保険課長 吉永 郁哉

国が定める単価の一部改訂に伴う葛飾区の総合事業の単価改定等について（通知）

日頃より、葛飾区の介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。
介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価が一部改定され、本年4月1日から施行されます。

つきましては、葛飾区においても、4月1日より訪問型サービスA及び通所型サービスAの単価等を下記のとおり改定いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 訪問型サービスAについて

(1) 介護報酬の見直し（1回につき）

サービス内容	現行	改定後
訪問型サービスⅠ（生活援助）	225 単位／回	220 単位／回
訪問型サービスⅠ・同一建物減算	203 単位／回	198 単位／回

※訪問型サービスⅡについては単価データ置き。

(2) 同一建物減算（1回につき）

サービス内容	新設
訪問型サービスⅠ・同一建物減算	187 単位／回
訪問型サービスⅡ・同一建物減算	230 単位／回

※「1月当たりの利用者が同一建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行う場合」

サービス内容	新設
訪問型サービスⅠ・同一建物減算	194 単位／回
訪問型サービスⅡ・同一建物減算	238 単位／回

※「正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く）」

(3) 高齢者虐待防止措置未実施減算（1回につき）

サービス内容	新設
訪問型サービスⅠ・高齢者虐待防止措置未実施減算	-2 単位
訪問型サービスⅡ・高齢者虐待防止措置未実施減算	-3 単位

(4) 業務継続計画未策定減算（1回につき）

サービス内容	新設
訪問型サービスⅠ・業務継続計画未策定減算	-2 単位
訪問型サービスⅡ・業務継続計画未策定減算	-3 単位

(5) 口腔連携強化加算（1か月につき）

サービス内容	新設
口腔連携強化加算	50 単位

※訪問型サービスにおいては、介護職員処遇改善・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算について単位数の変更はありません。また、これらの加算は令和6年5月サービス提供分までの設定となります。

2 通所型サービスAについて

(1) 介護報酬の見直し（1回につき）

サービス内容	現行	改定後
通所型サービスⅠ（5時間以上）	384 単位/回	436 単位/回
通所型サービスⅡ（3時間以上5時間未満）	307 単位/回	349 単位/回
通所型サービスⅢ（2時間以上3時間未満）	269 単位/回	305 単位/回

(2) 高齢者虐待防止措置未実施減算（1回につき）

サービス内容	新設
通所型サービスⅠ・高齢者虐待防止措置未実施減算	-4 単位
通所型サービスⅡ・高齢者虐待防止措置未実施減算	-3 単位
通所型サービスⅢ・高齢者虐待防止措置未実施減算	-3 単位

(3) 業務継続計画未策定減算（1回につき）

サービス内容	新設
通所型サービスⅠ・業務継続計画未策定減算	-4 単位
通所型サービスⅡ・業務継続計画未策定減算	-3 単位
通所型サービスⅢ・業務継続計画未策定減算	-3 単位

(4) 運動器機能向上連携加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
運動器機能向上連携加算	225 単位	削除

(5) 選択的サービス複数実施加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480 単位／回	削除
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	700 単位／回	削除

(6) 一体的サービス提供加算（1か月につき）

サービス内容	新設
一体的サービス提供加算	480 単位

(7) 生活機能向上連携加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
生活機能向上連携加算Ⅱ	100 単位／回	削除

※運動器機能向上連携加算を算定している場合のみ

(8) 介護職員処遇改善加算（1か月につき）※令和6年4～5月のみ

サービス内容	現行	改定後
介護職員処遇改善加算Ⅰ 1	99 単位	112 単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ 2	79 単位	90 単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ 3	69 単位	78 単位
介護職員処遇改善加算Ⅱ 1	72 単位	82 単位
介護職員処遇改善加算Ⅱ 2	58 単位	65 単位
介護職員処遇改善加算Ⅱ 3	50 単位	57 単位
介護職員処遇改善加算Ⅲ 1	39 単位	44 単位
介護職員処遇改善加算Ⅲ 2	31 単位	35 単位
介護職員処遇改善加算Ⅲ 3	27 単位	31 単位

(9) 介護職員特定処遇改善加算（1か月につき）※令和6年4～5月のみ

サービス内容	現行	改定後
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 1	20 単位	23 単位
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 2	16 単位	18 単位
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 3	14 単位	16 単位
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 1	17 単位	19 単位
介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 2	13 単位	15 単位

介護職員特定処遇改善加算Ⅱ 3	12 単位	13 単位
-----------------	-------	-------

(10) 介護職員等ベースアップ等支援加算（1 か月につき）※令和 6 年 4～5 月のみ

サービス内容	現行	改定後
介護職員等ベースアップ等支援加算 1	18 単位	21 単位
介護職員等ベースアップ等支援加算 2	14 単位	17 単位
介護職員等ベースアップ等支援加算 3	13 単位	15 単位

(11) 通所型サービス定員超過（1 回につき）

サービス内容	現行	改定後
通所型サービスⅠ・定超	269 単位/回	305 単位/回
通所型サービスⅡ・定超	215 単位/回	244 単位/回
通所型サービスⅢ・定超	188 単位/回	214 単位/回

(12) 通所型サービス介護職員が欠員の場合（1 回につき）

サービス内容	現行	改定後
通所型サービスⅠ・人欠	269 単位/回	305 単位/回
通所型サービスⅡ・人欠	215 単位/回	244 単位/回
通所型サービスⅢ・人欠	188 単位/回	214 単位/回

3 介護予防ケアマネジメント費について

(1) 介護予防ケアマネジメント費（1 か月につき）

サービス内容	現行	改定後
介護予防ケアマネジメント費	438 単位	442 単位

(2) その他加算について
変更なし

4 算定要件について

新設加算の算定要件については、厚生労働省告示第 72 号「介護保険法施行規則第四百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」に定める国基準の加算の算定要件に準ずるものとします。

5 担当

葛飾区福祉部介護保険課給付係 03-5654-8246（直通）